



福岡医発第 192 号 (地)
平成 27 年 4 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、厚生労働省老健局高齢者支援課並びに国土交通省住宅局安心居住推進課より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）に係る事項につきましては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）に規定されているところですが、今般、当該省令の一部が改正され、本年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正内容は下記のとおりです。

①資格者が常駐する場所の見直し

サ高住においては、資格者がサ高住の敷地または当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービスおよび生活相談サービスを提供することを登録基準として規定されておりましたが、特に空家を活用してサ高住を整備する場合、資格者の常駐場所を確保することが困難な状況となっていること、空家を活用したサ高住を整備するニーズが高まっていることを踏まえ、資格者の常駐場所について、「サ高住の敷地に近接する土地に存する建物」（サ高住の敷地から歩行距離で概ね 500m 以内）が追加となりました。

②状況把握サービスの提供方法等の明確化

これまで状況把握サービスの提供方法等が登録基準として明確に規定されておりましたが、入居者の安全および安心確保の観点から、資格者が各居住部分への訪問その他適切な方法（居住部分への訪問、電話、入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法）により、毎日 1 回以上の状況把握サービスを提供することが規定されました。

なお、本年 4 月 1 日前にサ高住の登録を受けた者または登録の申請をしている者について

は、本年4月1日以後にサ高住の登録の更新（サ高住は5年ごとの登録更新義務）を行うまでの間の経過措置として、改正前の登録基準が適用されます。

また、留意事項として、改正省令によって「サ高住の敷地に近接する土地に存する建物」を資格者の常駐場所とすることが可能となることから、今後1名の資格者が複数のサ高住に状況把握サービス等を提供することも考えられますが、当該資格者が状況把握サービス等を提供するためにサ高住に訪問している時に、常駐場所に資格者が1名も配置されなくなる場合は、当該サ高住以外のサ高住においては資格者が常駐していないこととなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 4 月 10 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）に係る事項については、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号）に規定されているところですが、今般、当該省令の一部が改正され、本年 4 月 1 日より施行されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

改正内容といたしましては下記のとおりです。

①資格者が常駐する場所の見直し

サ高住においては、資格者がサ高住の敷地または当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービスおよび生活相談サービスを提供することを登録基準として規定されておりましたが、特に空家を活用してサ高住を整備する場合、資格者の常駐場所を確保することが困難な状況となっていること、空家を活用したサ高住を整備するニーズが高まっていることを踏まえ、資格者の常駐場所について、「サ高住の敷地に近接する土地に存する建物」（サ高住の敷地から歩行距離で概ね 500m 以内）が追加となりました。

②状況把握サービスの提供方法等の明確化

これまで状況把握サービスの提供方法等が登録基準として明確に規定されておりましたが、入居者の安全および安心確保の観点から、資格者が各居住部分への訪問その他適切な方法（居住部分への訪問、電話、入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法）により、毎日 1 回以上の状況把握サービスを提供することが規定されました。

なお、本年 4 月 1 日前にサ高住の登録を受けた者または登録の申請をしている者については、本年 4 月 1 日以後にサ高住の登録の更新（サ高住は 5 年ごとの登録更新義務）を行うまでの間の経過措置として、改正前の登録基準が適用されます。

また、留意事項として、改正省令によって「サ高住の敷地に近接する土地に存する建物」

を資格者の常駐場所とすることが可能となることから、今後1名の資格者が複数のサ高住に状況把握サービス等を提供することも考えられますが、当該資格者が状況把握サービス等を提供するためにサ高住に訪問している時に、常駐場所に資格者が1名も配置されなくなる場合は、当該サ高住以外のサ高住においては資格者が常駐していないこととなります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

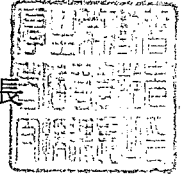
(平 27. 3. 31 老高発 0331 第 2 号、国住心第 233 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知)



平成27年3月31日
老高発0331第2号
国住心第233号

公益社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



国土交通省住宅局安心居住推進課長



国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「改正省令」という。）は平成27年3月27日に公布され、同年4月1日より施行されることとなります。

改正省令の施行に当たっては、都道府県、指定都市及び中核市に対して、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成27年3月31日老高発0331第2号・国住心第227号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知。別添）により改正省令の運用に関して通知しているところです。

改正省令においては、空家を活用してサービス付き高齢者向け住宅を整備するニーズが高まっていること等を踏まえて、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第11条に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスの登録基準について見直すこととしました。また、状況把握サービスの提供方法等が登録基準として明確に規定されていなかったところ、入居者の安全及び安心を確保するため、状況把握サービスの提供方法等の登録基準についても規定することとしました。

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号）において、高齢者に住宅を賃貸する者、有料老人ホームの設置者、医療法人、社会福祉法人、宅地建物取引業者等に、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の趣旨及び内容の周知を図り、当該登録制度の円滑かつ適切な運用に努めることとされているところ、貴団体におかれましても、当該登録制度の円滑かつ適切な運用に特段の配慮をいただけるよう、改正省令の趣旨及び内容について、貴下会員の方々に対して周知を図られるようお願いいたします。

平成27年 3 月 31 日
老 高 発 0331 第 2 号
国 住 心 第 227 号

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right]$ 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「改正省令」という。）は平成27年3月27日に公布され、同年4月1日より施行されることとなっている。

改正省令の施行に当たっては、下記事項にご留意の上、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（以下「登録」という。）については、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第11条において、一定の資格を有する者（以下「資格者」という。）がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することを登録基準として規定しているところ、特に空家を活用してサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合、当該登録基準に適合した常駐場所を確保することが困難な状況となっている。

今般、空家を活用してサービス付き高齢者向け住宅を整備するニーズが高まっていること等を踏まえて、当該登録基準について見直すこととした。

また、同条において、状況把握サービスの提供方法等が登録基準として明確に規定されていなかったところ、今般、入居者の安全及び安心を確保するため、状況把握サービスの提供方法等の登録基準についても規定することとした。

第2 改正の概要等

1. 資格者が常駐する場所の見直し（施行規則第11条第1項関係）

(1) 改正省令による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）では、資格者が常駐する場所について、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物としていたところ、これに「サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物」を加えることとする。

(2) 「サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物」は、サービス付き高齢者向け住宅の敷地から歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする。改正省令による改正後の施行規則（以下「新施行規則」という。）第7条第1号の規定により提出されるサービス付き高齢者向け住宅及び資格者が常駐する場所の位置を表示した付近見取図並びに新施行規則別記様式第1号の登録申請書に記載されるサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物の所在地等に基づき、判断されたい。

2. 状況把握サービスの提供方法等の明確化（新施行規則第11条第2項、第3項及び第4項関係）

(1) 旧施行規則では、状況把握サービスの提供方法等について明確に規定されていなかったところ、状況把握サービスについては、資格者が「各居住部分への訪問その他の適切な方法」により、毎日一回以上、提供することとする。なお、資格者が常駐していない日においても、当該状況把握サービスを提供しなければならないことに留意されたい。

(2) 「各居住部分への訪問その他の適切な方法」は、居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とする。新施行規則別記様式第1号の登録申請書に記載される毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法等に基づき、判断されたい。

(3) 「各居住部分への訪問その他の適切な方法」について、資格者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、訪問に限られる。なお、入居者からの申出は、入居契約締結の前後を問わないが、入居契約締結の前に入居しようとする者に対し十分説明の上、申出の有無の確認を行うことが望ましい。

(4) 新施行規則においても、資格者が常駐していない時間は、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供することとしているが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する

体制を確保することが望ましい。

3. 経過措置（改正省令附則第2条及び第3条関係）

- (1) 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者は、旧施行規則第11条の登録基準が適用される。
- (2) 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が提出している登録申請書の添付書類及び登録申請書は、旧施行規則第7条第1号及び別記様式第1号の様式が適用される。当該者が登録申請書の添付書類又は登録申請書の記載事項の変更の届出を行う場合、新施行規則第7条第1号又は新施行規則別記様式第1号の様式により新たに記載が求められる事項を届け出る必要はない。
- (3) 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が平成27年4月1日以後に法第5条第2項の登録の更新を受けようとする場合は、新施行規則の規定が適用される。

第3 留意事項

1. 新施行規則の適用について

改正省令により、空家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等を図ることとしているが、平成27年4月1日以後に登録（法第5条第2項の登録の更新を含む。）の申請をする者には、当該登録に係るサービス付き高齢者向け住宅が空家か否かに関わらず、新施行規則の規定が一律に適用されることに留意されたい。

2. 一の建物に常駐する資格者が複数のサービス付き高齢者向け住宅に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する場合の扱いについて

- (1) 改正省令により、サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物を資格者が常駐する場所とすることが可能となることから、一の当該建物に常駐する資格者が複数のサービス付き高齢者向け住宅に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することも考えられる。この場合においても、法第5条第1項の規定に基づき、登録は建築物ごとになることに留意されたい。
- (2) (1)の場合、1名の資格者が複数のサービス付き高齢者向け住宅に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することも考えられるが、当該資格者が状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するためにサービス付き高齢者向け住宅に訪問しているときに、一の当該建物に資格者が1名も配置されなくなる場合は、当該サービス付き高齢者向け住宅以外のサービス付き高齢者向け住宅において資格者が常駐していないことになることに留意されたい。

3. 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が常駐場所を移設する場合の扱いについて

平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が、サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物を資格者が常駐する場所とする場合は、法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請を行った上で、新たに登録の申請を行わなければならないことに留意されたい。

第4 その他

「高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の適確な実施等について」（平成25年7月31日老高発0731第1号・国住心第84号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）第2「1 状況把握サービス及び生活相談サービスの提供体制に関する事項」の規定は、平成27年4月1日以後に登録（法第5条第2項の登録の更新を含む。）の申請をする者には適用しない。

以 上

参考資料①

○厚生労働省
国土交通省 令 第一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条及び第七条第一項第五号の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国土交通大臣 太田 昭宏

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正）

第一条 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年
厚生省
建設省 令 第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改める。

(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成二十三年

厚生労働省 令第二号)の一部を次のように改正する。
国土交通省

第六条第九号中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第七条第一号中「サービス付き高齢者向け住宅」を「縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び第十一条第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所」に改める。

第十一条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第一号中「イ及びロに掲げる者」を「次のイ及びロに掲げる者」に、「隣接する」を「隣接し、若しくは近接する」に改め、同号ロ中「看護師」の下に「、准看護師」を加え、同条第二号中「前号イ又はロに掲げる者」を「第一号イ及びロに掲げる者のいずれか」に、「隣接する」を「隣接し、若しくは近接する」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の状況把握サービスを、各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上、提供すること。

三 第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷

参考資料①

地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、前号に規定する方法を当該居住部分への訪問とすること。

別記様式第一号別紙の2.中「（法人にあっては主たる事務所）」を「（法人にあっては主たる

事務所の所在地）」に改め、同別紙の6.中

「 特定生活 施設 介護 居事 入居者 事業者	指定を受けている
	指定を受ける予定はない

「 特定生活 施設 介護 居事 入居者 事業者	指定を受けている
	指定を受けていない
特定生活 施設 介護 居事 入居者 事業者	指定を受けている
	指定を受けていない
特定生活 施設 介護 居事 入居者 事業者	指定を受けている
	指定を受けていない

事業所の番号（ ）を

介護保険事業所番号（ ）

「 住 所 (郵便

①参考資料

介護保険事業所番号 ()
介護保険事業所番号 ()

に改め、同別紙の 7. 中

修繕計画	計画策
	大規模
	その他

番号 ()	電話番号
定の有無 ☐ あり ☐ なし	
修繕の実施予定 ()	頃実施予定)
計画的な修繕予定 ()	

を

住 所 (法人にあつては主たる事務所 の所在地)
修繕計画
計画策定の 有無
大規模修繕 の実施予定
その他計画的 な修繕予定

参考資料①

(郵便番号

)

電話番号

☐あり ☐なし

頃実施予定

に改め、同別紙の 8.

を次のように改める。

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所 ☐ 同一の建築物内

		☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

別記様式第一号別紙の9. 中「中」を「中」に改め、同様式別添4の1. を次のように改める。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する				☐ 委託する			
委託 する 場合 の 委託 先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)							
	住 所 (法人にあって は主たる事務所の 所在地)	(郵便番号)				電話番号			
サービスを提供 する法人等の別		☐ 医療法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定地域密着型サービス事業者				☐ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 指定介護予防サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☐ 上記以外の法人等			
サービスを提供 する者の人数		☐ 医師	人員	人	☐ 社会福祉士	人員	人		
		☐ 看護師	人員	人	☐ 介護支援専門員	人員	人		
		☐ 准看護師	人員	人	☐ 養成研修修了者	人員	人		
		☐ 介護福祉士	人員	人	☐ 上記以外の職員	人員	人		
				合 計		人員	人		
常駐する場所		☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 ☐ (所在地)							
常駐する日		☐ 365日対応 ☐ 次の期間を除く()							
常駐する時間		日中	時	分	～	時	分	人員	人
		上記以外の時間	時	分	～	時	分	人員	人
毎日1回以上の 状況把握サービスの 提供方法		☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問 (近接する土地に常駐する場合のみ)							
緊急通報サービスの 内容		提供時間	常駐する日	時 分 ～		時 分			
			上記以外の日	☐ 24時間					
		通報方法							
		通報先					通報先から住宅までの到着予定時間 分		
サービス提供の 対価(概算額)		月額	約	円	前払金の				
		前払金	約	円	算定方法				
備考									

別記様式第一号別添4の2. 中

委託する場合の委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) -----
住所 (法人にあつて は主たる事務所 の所在地)	(郵便番号)

委託する場合の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) -----	
住所 (法人にあつて は主たる事務所 の所在地)	(郵便番号)	
住所 (法人にあつて は本業務に係る	(郵便番号)	

電話番号

参考資料①

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けている者又は同法第六条第一項の登録の申請をしている者の当該登録又は当該申請に係る同法第七条第一項第五号に規定する基準については、第二条の規定による改正後の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に提出されている登録申請書の添付書類及び登録申請書の様式は、なお従前の例による。

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

一	公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年 ^{厚生省建設省} 令第一号）（第一条関係）	1
二	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年 ^{厚生労働省国土交通省} 令第二号）（抄）（第二条関係）	2

○ 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省令第一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第四十五条第一項の者） 第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～五 （略） 六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの 七 （略）	（法第四十五条第一項の者） 第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～五 （略） 六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの 七 （略）

○ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年 厚生労働省令第二号）（抄）（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録申請書の記載事項） 第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 八 （略） 九 登録を受けようとする者が、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項の指定、同法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の第二項の指定又は同法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第五十三条第一項の指定を受けている場合にあつては、その旨 十 （略） （登録申請書に添付する書類） 第七条 法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。 一 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び第十一条第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所の位置を表示した付近見取図 二 十四 （略） （状況把握サービス及び生活相談サービスの基準） 第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。	（登録申請書の記載事項） 第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 八 （略） 九 登録を受けようとする者が、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項の指定、同法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の第二項の指定又は同法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第五十三条第一項の指定を受けている場合にあつては、その旨 十 （略） （登録申請書に添付する書類） 第七条 法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。 一 サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図 二 十四 （略） （状況把握サービス及び生活相談サービスの基準） 第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次のイ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

イ (略)

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三第一項の介護職員初任者研修課程を修了した介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項の養成研修修了者(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)附則第二条の規定により介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされる者を含む。)

二 前号の状況把握サービスを、各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上、提供すること。

三 第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があつたときは、前号に規定する方法を当該居住部分への訪問とすること。

四 少なくとも第一号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

一 イ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

イ (略)

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三第一項の介護職員初任者研修課程を修了した介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項の養成研修修了者(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)附則第二条の規定により介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされる者を含む。)

二 少なくとも前号イ又はロに掲げる者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

別記様式第一号（第四条関係）

年 月 日

（都道府県知事
指定都市の長
中核市の長） 殿

登録申請者住所
又は主たる事務所の所在地
商号、名称
又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

別 紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録の区分	☐ 新規 ☐ 更新 (従前の登録番号)	
住宅の名称	(ふりがな)	
所在地	(住居表示)	
利用交通手段	☐ 1.電車(線 駅から で 分) ☐ 2.その他()	
住宅に関する権原	☐ 1.所有権 ☐ 2.賃借権 ☐ 3.使用貸借による権利 期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
施設に関する権原	☐ 1.所有権 ☐ 2.賃借権 ☐ 3.使用貸借による権利 期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
敷地に関する権原	☐ 1.所有権 ☐ 2.地上権 ☐ 3.賃借権 ☐ 4.使用貸借による権利 期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

(注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人	
商号、名称又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人である場合)	(ふりがな)	
	商号、名称又は氏名	
	住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
	法人の役員	別添2のとおり

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)
事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数 戸		
居住部分の規模	(最小)	m ²	詳細については、別添 3 のとおり
	(最大)	m ²	
構造及び設備	共同利用設備 ☐ あり ☐ なし		
	構 造	造 階 数 階建	
竣工の年月	年 月 日		
加齢対応構造等	☐ 登録基準に適合している		
	☐ エレベーターを備えている		
	☐ 緊急通報装置を備えている		

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	☐ 賃貸借契約 ☐ その他
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者(配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

注)入居開始年は、西暦で記入すること。

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)	詳細については、 別添 4 のとおり	
高齢者生活支援サービス	状況把握 生活相談	☐ 自ら ☐ 委託		約 円
	食事の提供	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	入浴等の介護	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	調理等の家事	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	健康の維持増進	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
その他	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない	約 円		
家賃の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり		
共益費の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円			
敷金の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円	家賃の 月分		
前払金※の有無	☐ あり ☐ なし			
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円			
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃			
	サービス提供の対価			
返還額の算定方法				
前払金の保全措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☐ 信託会社等による元本補てん又は信託 ☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他()			
特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている 介護保険事業所番号 ()			
	☐ 指定を受けていない			
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている 介護保険事業所番号 ()			
	☐ 指定を受けていない			
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている 介護保険事業所番号 ()			
	☐ 指定を受けていない			

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	☐ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務 の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所 在地)	(郵便番号)	電話番号
修繕計画		
計画策定の 有無	☐ あり ☐ なし	
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定		

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力の内容	

10. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

--

役 員 名 簿

[illegible]

法第6条第1項第4号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

[illegible]

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
浴室					
台所					
食堂					
居間					
収納設備					

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

状況把握及び生活相談サービスの内容										
提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する					☐ 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)								
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号								
サービスを提供する法人等の別		☐ 医療法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定地域密着型サービス事業者					☐ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 指定介護予防サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☐ 上記以外の法人等			
サービスを提供する者の人数		☐ 医師	人員	人	☐ 社会福祉士	人員	人			
		☐ 看護師	人員	人	☐ 介護支援専門員	人員	人			
		☐ 准看護師	人員	人	☐ 養成研修修了者	人員	人			
		☐ 介護福祉士	人員	人	☐ 上記以外の職員	人員	人			
					合 計	人員	人			
常駐する場所		☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 (所在地)								
常駐する日		☐ 365日対応 ☐ 次の期間を除く()								
常駐する時間		日中	時	分	～	時	分	人員	人	
		上記以外の時間	時	分	～	時	分	人員	人	
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法		☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)							毎日	回
緊急通報サービスの内容		提供時間	常駐する日		時		分	～	時	分
			上記以外の日		☐ 24時間					
		通報方法								
		通報先						通報先から住宅までの到着予定時間		分
サービス提供の対価(概算額)		月額	約	円	前払金の算定方法					
		前払金	約	円						
備考										

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する			
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
食事提供を行う場所		☐ 食堂 ☐ 各居住部分 ☐ その他()			
提供方法	提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()			
	内容	☐ 3食 ☐ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない()			
	調理等	☐ 厨房で調理 ☐ 配食サービスを利用 ☐ その他()			
サービス提供の 対価(概算額)	月額※	約	円	内訳	朝食 円 昼食 円 夕食 円
	前払金	約	円	前払金の 算定方法	
備考					

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()		
		内容	☐ 入浴介護 ☐ 排せつ介護 ☐ 食事介護 ☐ その他 ()		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()		
		内容	☐ 調理 ☐ 洗濯 ☐ 掃除 ☐ その他 ()		
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法	
	前払金	約	円		
備考					

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 健康相談 ☐ 血圧等の測定 ☐ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い	
			☐ その他 ()	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法
	前払金	約	円	
備考				

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約	円	前払金の算定方法
	前払金	約	円	
備考				